

近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成（その1）

——隅州曾於郡郷田口村における安永期の御救門割の考察を中心として——

尾 口 義 男

はじめに

近世前期の研究状況に比べて、享保期以降の近世中・後期の薩摩藩の農政の推移、及びその下での農村社会や農村構造の展開・変容等の具体的な研究は少なく、具体的なイメージを結ぶことが極めて困難な状況にある。

筆者の当面の問題関心は、薩摩藩で実施された最後の領内総検地、すなわち享保内検以降のそれぞれの時期に村落再編をともなって実施された検地門割とよばれる薩摩藩検地事業の実際を個々に究明し、それらを総合的に考察することを通して、近世中期以降の薩摩藩の農政の展開推移、及び農村社会や農民生活の変容等を明らかにしていくことにある。

筆者が薩摩藩の近世後期の個々の検地門割事業を重視するのは、当該期の検地門割事業に、薩摩藩のそれぞれの時期における農政の性格や農民に対する権力支配の意図、及びそれらの実際といつたものが集約的に現れているからである。すなわちそれは、薩摩藩の検地門割事業時に作成され、その時期の農村構造を一村単位で把握できる検地竿次帳や検地名寄帳をはじめとする農政関係史料に痕跡が色濃く留められている。

ところで、有名な薩摩藩のお手伝い普請による宝曆の木曾川治水工事が竣工した直後の宝曆五年（一七五五）に薩摩藩主となり、以後藩主あるいはその後見として天保期の初めまで約七十年余にわたり藩政を指導した島津家第二五代重豪の治世中に薩摩藩の財政は急速に悪化し、晩年に破局的状態に陥つたことはよく知られている。また、これとほぼ軌を一致して薩摩藩領内では農民疲弊が著しく領内各所で農村荒廃が進行し、特に重豪治世の後半期になると、東目とよばれた薩摩藩東北部に位置する大隅から日向地域の一帯を中心として、藩内の広範にわたつて深刻な荒廃状況に陥つた農村が頻出し、それは危機的状況を呈するほどであつたことも周知の事実である。

この時代の、特に農民疲弊と農村荒廃の進行によって薩摩藩の農村問題がやにわに顕著となつてくる重豪治下の前半から中期における頃、藩当局がどのような政策をもつて事態に対処しようとしていたのか、具体的な研究は今日に至るも全くない。

近時、筆者は、この時期に深刻な荒廃状況に陥つた農村の一つで、御救門割とよばれる藩による村落再編成を通じた再建事業を安永九年（一七八〇）に体験した大隅国曾於郡郷田口村（霧島町）について、その具

体的な村落再編の実際の一部について言及しうるデータを得、またほぼ同時期に当面する農村問題打開のために藩都奉行から領内諸郷の曇（郷士年寄）はじめ関係役人に宛てた通達書に接する機会に恵まれた。

本稿では、これらのデータや史料を中心的素材としながら、その他若干の藩政期の農政関係史料等に基づいて、先ず曾於郡郷田口村における安永期の検地門割事業（御救門割）による村落再建事業の一端の解明を試み、あわせてその時期の薩摩藩農政をとりまいていた社会環境や農村問題、及びそれらに対する藩の対応の一端について考察してみたい。

また、享保以降の薩摩藩農村史研究が今日まで極めて停滞を続けてきている背景には、外城制度や門割制度に代表される同藩のオリジナルな支配体制の下で作成された農政関係史料の活用や取り扱いの困難さという問題に加えて、研究の基本史料とでもいうべき検地竿次帳と検地名寄帳を用いた研究が、正しい史料解釈のもと十分に活用されて研究が蓄積されてきていないという研究方法上の問題も存在している。後論との関係で、最初にこの問題について若干の言及をし、以後の論述を進めたいと思う。

民支配とは方式を異にして、複数の農民家族によつて編成された門もしくは屋敷とよばれた農民組織単位に支配が行われた。すなわち薩摩藩では、日常の農民たちの農業經營や共同体生活は門や屋敷という農民組織単位で行われ、藩や領主等による年貢の收取をはじめとする農民支配も門単位に行われる仕組みになっていた。このような、江戸時代の薩摩藩による一種の農民のグループ支配制度を門割制度とよんでいる。

この門割制度は、室町時代以来、南九州地方に広く展開していた門体制とよばれる中世的構造の農村社会を、江戸時代になって、薩摩藩が数次の領内総検地を通して、近世の封建社会に適合するよう再編成や整備をくり返し進めていく過程の中で生まれ成立したものといえる。薩摩藩では、豊臣秀吉によつて実施された近世初頭の文禄太閤検地（一五九四～五）以来、内検とよばれる四回の領内総検地（慶長・寛永・万治・享保）が実施されたが、これらの検地事業を通して進められた農村の再編成事業によつて出現した近世的な農民支配体制が門割制度ということができる。その成立は万治内検（一六五七～九）期の頃と考えられ、制度的には最後の領内総検地である享保内検（一七二二～六）期に完成している。

一、近世後期の薩摩藩農村史研究の現状と問題

1、薩摩藩の門割制度と研究上の問題の所在

最初に、本稿の考察に必要な範囲で薩摩藩の門割制度と検地事業、及び近世中・後期の研究上の問題点について触れる。

江戸時代の薩摩藩では、幕府や一般の多くの諸藩に見られたような農

門農民の中で十五歳から六十歳までの心身ともに健全な男子農民は用

門割制度下の薩藩農村において農民たちの農業經營や共同体生活及び権力の支配や収取の基本単位となつた門は、一般には名頭家と名子家とよばれる複数の農民家族から構成されている。この複数戸の農民たちを率いて門を公的に代表する責任者たる長を名頭（みょうとう）といい、その指揮の下に一家を構成して農業に従事した農民を名子といいう。

夫とよばれ、門の日常の農作業や夫役負担時の中心的担い手として特に重要視されて支配を受けている。

門の農民たちの田畠や居屋敷地など門が保有する土地を門地といい、それを薩摩藩独自の畠高制をベースにした石盛に基づいて石高に換算したものと門高とよぶが、享保内検以降の近世後半期に限定して指摘するならば、門農民の中でこれらの門高の分配給付を受ける資格を持つた農民は用夫だけで、それは、検地による村落再編時に、門内の一定の用夫数を目安に一括して門に配当されているようである。

さて、ここで近世後期の薩摩藩の検地事業の特徴について若干の指摘をしておきたい。

薩摩藩の検地事業にあつては、門割制度成立期の万治内検前後のころより、幕府や多くの一般の大名諸藩のそれとはかなり様相を異にして、まず検地実施村落内の個々の耕地（田地・畠地）や屋敷地について、土地の種目や等級・面積・藩公定の石盛に基づく生産評価高・耕作保有権を所持する門などの調査把握のほか、門毎の社会関係や家族構成、さらには保有の役畜等に至るまで、旧来からの当該村落の土地に対する伝統的な権利関係や各門毎の農業經營の実情等についての把握を目的とした厳密な現状調査の事業（いわゆる「検地」）が実施された後、引き続いて藩権力の一定の志向と意図に基づいて「門割」という村落内經營体の再編成やそれにともなう門地の再分配等の事業が行われている。したがって、そのような検地事業（以下、このよくな薩摩藩に特有な検地事業を「検地門割事業」とする）がいつたん実施されると、それを体験することになる農村の社会構造は、一つ一つの土地の権利関係から門内の構

成員や社会関係、及び各農民家族の家族構成等に至るまで大きく変質してしまうことになる。すなわち農村の社会的村落景観や構造は検地門割事業の前後では大きく様変りしてしまうのである。

ところで、最後の領内総検地であつた享保内検について指摘するならば、この内検では、開田途上の未成熟の一部新田村落を除いて、薩摩藩領のほぼ全域の農村において、一村単位もしくは一村をいくつかに大きく区分した地域ブロック単位で、各門間の用夫農民数が均等になるよう編成が図られ、あわせてそれらの門に對して均等な門高を配当するという、村落内門經營体の農業經營条件（生産力条件）の均質・平準化が図られている。このようにして生まれた薩摩藩の農村構造や支配体制を均分割的門割制度とよんでいる。

このような均分原則に基づく薩摩藩の検地門割事業や農民支配は享保以降どのように展開しているのか。

薩摩藩では、享保内検以降明治に至る近世後半期に領内総検地を実施することはなかつたが、例えは、特定の村落で大量の「畠地成や田地成」の地目変換が行われたり、新田開発等によつて耕地が増加したりして個々の村落内農民經營体（門もしくは屋敷）間の実質保有高や貢租・夫役負担量の平準が失われて大きなアンバランス状態が発生した際⁽¹⁾や、農村人口の激減や「土地生産力の衰退現象が大きく進展して農民たちの生活が村中疲弊極まり、旧来より定められた租税や夫役負担に耐えることができない深刻な村落状況が発生した際」に、それぞれ親疎門割とか御救門割の名でよばれる検地門割事業（部分検地とする）が局地的に各地の相当数の村落で実施されている。⁽¹⁾

これらの近世後半期の検地門割事業に際して作成され、今日県内各地に残存する検地竿次帳や検地名寄帳等の農政関係史料によって、その村落編成や再編後の農村構造をみるに、当該期間中に実施された部分検地においても享保内検期の均分原則に基づく村落編成や支配は一般的に認められるところで、それは近世中期以降の薩摩藩農村社会と農民支配を大きく特色づけるものとなっている。

さて、史料上、このように近世中・後期全般を通じて薩摩藩農村の社会や支配の構造を特色づけている均分構造に対してであるが、これは一般にはこの時代における薩摩藩農民に対する封建支配の強固さを反映するものとして理解されている。近世後期、薩摩藩領では確かに幕領や一般諸藩領に比べると封建支配が強かつたということは歴史事実であるけれども、このような事実と近世後期の農政関係史料に現象する薩摩藩農村社会の均分構造を結びつけて、それを封建支配の強固さの反映として理解していくのであろうか。

薩摩藩のそれぞれの時代における農政の性格や農民に対する権力支配の意図、及びそれらの実際といつたものはそれぞれの時期の検地門割事業に集約的に現れる。したがって先に指摘した問題は、近世中・後期の各時代の検地門割事業における村落再編成のモデル的事例を個々に具体的に究明し、それらを総合して考察を進めていくことである程度明らかにできるものと思われる。

伊作郷の中原村と湯之浦村について若干の実態究明と考察を試みた拙稿の「近世中・後期の薩摩藩農村構造（一）」⁽²⁾、「同（二）」⁽³⁾が唯一の例としてあるといつてよい状態である。

したがつて私は、このような研究状況の下で、先に指摘したような近世後半期の農政関係史料に現象する薩摩藩農村社会の均分構造を、短絡的にこの時期の薩摩藩の封建支配が幕領や一般諸藩に比べて強かつたという歴史事実と結びつけて理解をしていくことは問題があると思っている。すなわち、近世後半期の薩摩藩農村社会や農村支配に対するこのような安易な理解は、この時期に展開された薩摩藩の封建支配の実像そのものに対する認識や理解を著しく誤らせることがあるのみならず、享保以降の薩摩藩のそれぞれの地域でみられた個性的かつ多様な農村社会の展開や実際の姿などについての正しい認識を損なわしめて埋没させてしまう危険性を有しているからである。これらの問題の解明のために、我々には今少しく近世中・後期における検地門割事業の究明を目的とした個別研究のスタートが必要とされているようと思われる。

2、薩摩藩の検地竿次帳と農村史研究上の問題点

前項で、薩摩藩の近世後半期における農村史の研究を阻んでいる大きな要因のひとつとして、薩摩藩の検地竿次帳の史料上の特性による制約というふことを指摘した。この時期の薩摩藩の検地竿次帳の農政史料としての性格とその限界については、筆者はこれまでいくつかの論稿を通してくり返し指摘してきているところであるが、薩摩藩農村史研究上極めて大切なことであるので、本論に先立つてあらためて若干の言及を行

い、あわせてその問題点を指摘しておきたい。

薩摩藩に限らず、いつたん検地事業が実施されると、その事業遂行の過程の中で各種の土地台帳や関係書類が作成された。薩摩藩の場合、それらの中でもっとも重要なのが一村単位でまとめられている検地竿次帳と検地名寄帳である。

両帳は、ともに一村全体の田畠や屋敷地等の土地に付属した権利關係はじめ門毎の農民構成や社会關係等を詳細に記帳した土地台帳である。検地竿次帳（以下、竿次帳）は村内のある一点を起点に一定の筆順（検地の施行順と思われる）に従つて記帳作成されているものであり、検地名寄帳（以下、名寄帳）は門もしくは屋敷經營体毎に保有分の土地や構成員等をまとめて記帳し、一村の全經營体分を取り揃えて一冊もしくは複数の土地台帳にまとめられているものである。

名寄帳に記載されている内容は、近世前期以降一貫して、検地門割とよばれる村落再編成が実施された後の農村構造を示している。

これに対して竿次帳は、近世前期の検地時に作成されたものと中・後期に作成されたものとでは農政史料としての性格が著しく異なる。これまでの研究によると、近世前期の万治内検時の竿次帳は検地門割以前の旧来からの伝統的農村構造を示しているのに対して、近世中期になると土地台帳としての性格は一変して検地門割後の再編整備された新しい農村構造を示す台帳に変質してしまっているのである。この土地台帳としての竿次帳の変質の時期についてであるが、これについては、かつて筆者は吹上町教育委員会所蔵の伊作御仮屋文書と同町篠原家文書によつて、享保内検直後の寛保期には竿次帳の変質がおこっている事実を紹介

したことある。⁽⁴⁾

さて万治期から寛保期までの間に実施された重要検地である享保内検期に藩領一般で作成された竿次帳はどちらの性質を帶びているのだろうか。これについては、これまで明らかにした研究はなく、筆者もこれについては、當時干拓による開田途上にあって一個の農村としては極めて未成熟な草創段階の新田村落であつた薩摩国高江郷久見崎村の場合についてのみ、そのような同村の村落事情に特別に配慮して藩が享保内検時にはいわゆる検地のみで済ませ、門割による村落再編を実施しなかつたがために、同村については万治内検時と同じ現状調査的竿次帳が作成されたという事実を確認しているのみで、この問題に言及し得る史料を持ち合わせていなかつた。

しかしながら、近時、享保内検以降幕末に至るまで検地門割事業の実施を受けることのなかつた事実を確認できる大隅国国分郷上小川村と上井村における享保内検時作成の享保七年及び同十年の検地竿次帳記載の竿次高が、嘉永五年（一八五二）に国分郷が行つた一種の郷全体に対する村勢調査ともいうべき調査の際に公定の公的数値として取り扱われて当時の統計資料作成に活用されていることを知り、また享保内検以降明治まで検地門割がなかつたことの確かに薩摩国伊集院郷の入佐村についても、明治になつてから鹿児島県士族たちによつて国を相手に起こされた裁判訴訟事件のための書類作成時に、享保十一年の同村検地竿次帳記載の竿次高が同郷他村及び他郷の多くの近世後期の異年代作成の検地名寄帳記載の名寄高と同等に取り扱われて活用されている事実を知つた。⁽⁵⁾これらの事実はいずれも竿次帳の史料的性格の変質が一般には享保内検

期にはすでに起つてゐたことを示すものである。

薩摩藩の竿次帳は、万治内検期頃までは検地門割による村落再編成以前の旧来からの伝統的農村構造を忠実に調査把握してある現状調査的土地台帳であったのであるが、その性格は享保内検期には変質し、以降の近世中・後期においては村落再編成によつて出現した新しい農村構造を示す土地台帳としての性格を有することになり、名寄帳と同質化してしまつてゐるのである。

竿次帳がこのように近世前期と中期以降ではその史料的性格を著しく異にしてゐるとするならば、竿次帳を用いた薩摩藩農村史研究にあつては、このことに十分に留意しなければならない。でなければ安易な史料活用の結果として致命的な歴史認識の誤りを犯すことになる。

近世中期以降の竿次帳の史料的特性を明らかにしたのであるが、次にこれによつてもたらされている検地門割研究上の限界や問題点について指摘したい。

例えば万治内検時のように、特定の村落において、検地門割事業を挟んでその前後のー村全体の農村構造を詳細に留める竿次帳と名寄帳のような土地台帳が存在する場合、両帳の史料検討と分析から検出された結果の比較考察を通して検地門割による村落再編成の実際、及びその時期の検地実施の目的や薩摩藩農政の性格等を究明していくことができる。

しかしながら享保内検期以降の検地門割に見られるように、竿次帳が名寄帳と同質の台帳に変容してしまつてゐる場合、両帳の史料検討や分析・考察を通して知り得るのは検地門割事業による再編成で出現した新しい農村構造のみで、再編前の村落状況はまったく知ることができない。

それ故に両帳だけでは検地門割事業を通しての農村構造の変容の実態究明はじめ、当該検地の実施目的や当時の薩摩藩農政の性格等については、ほとんど考察・究明することはできないことになる。

今日、検地竿次帳や検地名寄帳以外にも、近世後半期に実施された検地門割事業に関連して作成された諸種の検地関係史料（門名寄帳や浮免名寄帳ほか）が県内各地にかなり残されてはいるものの、それらはいずれも再編後の農村構造の一断面を示す史料であつて、再編以前のそれを示してくれるものはほとんど皆無に近い状態といえる。以上のような竿次帳の史料的特性と関連史料の存在状況は、それらを積極的に活用しての近世中・後期の検地門割研究はじめ農村史研究への取組みを極めて困難なものにしている。したがつてこの分野の研究は、薩摩藩の歴史研究のなかでも非常に重要な意義を持つ研究分野の一つであるにも拘らず、研究は著しく立ち後れている。

二、安永九年「隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳」の意義

1、安永九年の田口村検地門割竿次帳について

平成六年五月、当館実施の史料調査の折、本県の中世史家小園公雄氏の案内をいただいて、霧島町歴史民俗史料館に所蔵されている古文書史料群を閲覧する機会に恵まれた。その折、同館に展示されている「安永九年子四月七日 隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳 写」なる表題を持つ農政史料を直に繙いて閲覧しているうちに、この史料が近世後期の

検地門割研究上、他に類例をみることのできない極めて貴重な史料であることを知った。

本項では、先ず、この後的小稿の考察の中心的素材として活用するこの史料について紹介し、次いで薩摩藩の農政の研究や考察の上で同帳が有する極めて特異にして重要な史料上の特質について明らかにしたい。

同帳は、近年刊行された『霧島町郷土誌』（平成四年刊）の編さん準備と並行して行われた精力的な史料探査の過程で、郷土誌編さん委員の一人として活躍された小園公雄氏等によつて、同町田口の椎原誠治氏宅に伝えられてきた近世史料群の中から発見されたものである。同帳は、現在は寄贈されて同町教育委員会所蔵となつてゐるが、もともとの所蔵者椎原家は藩政時代以来現在地に在住を続けていた旧曾於郡郷の有力郷士家の一つである。

同帳は、田・畠・屋敷地など総土地筆数約一〇〇〇筆に迫る相当分量の史料であるが、発見者の小園氏によつて解説されて、『鹿児島史学』（第三六号⁽⁹⁾）及び『霧島町郷土誌』の第三編第四章の第三節「霧島の門割制度」に史料全文が収められ、『霧島町郷土誌』には氏の秀れて精力的な研究考察も掲載されている。

小園氏が翻刻の労を取られた刊本史料によつて記載の内容や形式を見するに、それは近世中・後期の検地門割事業時に作成された一般的な竿次帳とほとんど同質の種類の農政史料である。この本文奥書に

「右者此節御救検地就門割、竿次帳并割合内割迄銘支配
札ニ委ク致集書、諸人後年為見合、写如斯御座候、以上、

安永九年子四月吉日

椎原 八十八

とあることから、この史料は、十八世紀後期の安永九年（一七八〇）に田口村を対象に実施された御救門割とよばれる検地門割事業の際に作られた竿次帳等に基づいて、当村在住の郷士椎原八十八が後代の参考用にと作った写であることが理解できる。

筆者は、小園氏によつて史料が紹介された当初から、「検地門割竿次帳」と耳慣れない表題に興味引かれるものがあつたのであるが、このほど氏の好意により原本史料を直に閲覧する機会に恵まれ、同帳を一枚一枚めくつて閲覧を続けていくうちに、特に墨書の合間に加えられた相当量の朱書に注目していくうちに、この史料が極めて重要な価値を持つ稀少なものであることに気づいた。朱書の箇所には重大な事実が書き留められていたのである。

2、田口村検地門割竿次帳の農政史料としての特徴

朱書によつて書き留められている重大な事実とは何か。以下にいくつかの例を挙げて示す。その前に、「田口村検地門割竿次帳」（以下、「田口村竿次帳」）の記載事項の全般的特徴について紹介する。

記載事項中、まず墨書の箇所のみに注目するならば、先にも指摘したように、同帳は同期の薩摩藩領の各地で実施された検地門割時に作成された一般的な竿次帳と、記載の内容や形式等において全く同質の土地台帳といえる。したがつてこの「田口村竿次帳」の墨書の箇所の記載事項を集計し、分析・検討していくことで、安永九年（一七八〇）に実施された田口村における検地門割実施直後の農村構造を明らかにし得ることになる。記載事項の分量は荒畑記載の土地（二七筆）を含めて総土地筆

数九六二筆、茶・柿・桑・竹といった上木等に関するもの計一三三筆、そして門・屋敷ごとの家族構成記載二十五箇所である。

次に朱書について指摘する。この期の竿次帳に朱書があるのは必ずしも珍しいことではないが、その場合、朱書には後筆のものが多い。享保内検以降の検地事業で作られた県内各地の竿次帳に目を通してみるとき、検地門割の後、諸郷において、竿次帳が長らく農政や郷政の運営上重要な基本台帳の一つとして活用され続けていたことを示す朱書による記載を帳内に留めるもののがかなりある。例えば、後年になつて竿次帳に登記されている田畠の一部に地目変換が起つたり、自然災害等によつて耕地面積やその高内容等の一部に変動が生じたりして旧来の公定の竿次高や面積の変更が余儀なくされるようなケースが発生した場合に、その分を朱書で訂正してある竿次帳の存在がかなり見られる。

しかしながら、「田口村竿次帳」記載の朱書のほとんどは、次に示したいくつかの例に明らかなように、後筆のものとは性格が明らかに異なつてゐる。以下、同帳の朱書の特質について指摘する。

先ず分量についてであるが、朱書は同帳の荒畠分（二七筆）を除く墨書の九三五筆の土地のほとんど全てについて加えられている。何らの朱書も付されていない土地は僅かに九筆で全体の一%にも満たない。

次に掲げた史料は「田口村竿次帳」から抜粋した記事の一部であるが、以下、これを例に朱書記載の箇所と事項について指摘する。

A 同所	B 柏田 下々田
(朱) 外糊毫斗汰下	(朱) 内七升汰上 八畝廿四歩 故町五
C 同所 田	七畝六步 桧三俵七升 (朱) 本下村
(朱) 外糊毫俵式斗壹升下	(朱) 学所 小園
D 上油田 田	八畝五步 桧五俵七升 (朱) 下松瀬
(朱) 外毫俵式升下	(朱) 市左衛門
E 下屋敷 辻	七畝廿四歩 (朱) 修行名子屋敷 下村
(朱) 外毫斗四升毫合下	大豆武斗七升式合 市右衛門
F 下畠	三畝廿九歩 (朱) 七夕
(朱) 内三升五合上	大豆武斗六升六合 永崎
G 同所 下々畠	七畝拾五歩 (朱) 本
(朱) 外九合下	大豆武斗四升六合 市左衛門
H 上屋敷 川原田	五畝廿四歩 (朱) 小園名子屋敷也 上村
(朱) 外三升下	大豆武斗九升五合 藏右衛門
I 下々畠	九畝 大豆武斗式升三合 橋ノ口
(朱) 外毫斗三升七合下	(朱) 本屋敷也 次兵衛
J 川原田 下々田	七畝廿六歩 (朱) 本永 永作浮
(朱) 外毫斗三升七合下	赤糸式斗六升 奥右衛門
K 石牟礼 山畠	五畝廿六歩 (朱) 小園浮
(朱) 内五升上	大豆八升七合 庄屋浮
L 修行助 六	三浮 孫助
M 七畝廿七歩 (朱) 本三浮	同所
N 檻式俵式斗八升	同所

朱書が施されている箇所は墨書による一筆毎の土地記載欄の一筆の箇所に特定されていて、同一の欄に施されている朱書はそれぞれ同種の記載といえる。すなわち、墨書の土地記載の最下段には、それぞれの土地の所属門や浮免の種類及びそれに付属した名請人名の記載欄があるのであるが、例えば、その真上の欄にCの「学所・小園」とかDの「下松瀬」、或いはAの「本三浮」といった何らかの固有の名称混じりの朱書を、そして最上段の土地種目を記した箇所の左下方で土地評価高の上方にあたる欄にはCの「外糀壳俵式斗壱升下」とかFの「内三升五合上」といった類の朱書を見出すことができる。一見すれば明らかのように、これらは墨書記載事項に対しても年訂正目的をもつて行われた朱書の類ではないことは確かである。

さらに、墨書と朱書の書体を照合してみた場合、両者は非常に似ており、墨書による「田口村竿次帳」の写が完成したほぼ同時期に同一人によつて、すなわち先に掲げた同帳の奥書に出てくる作成者椎原八十八によつてほぼ時を同じくして付された朱書ではないかということを推察せしめてくれるのである。

3、朱書による名称の示すもの

「田口村竿次帳」内の朱書はいつたい何を示しているのだろうか。以下、まず名請人欄の上に記載されている九二六筆の朱書について検討を加えてみたい。この欄の朱書は、大きくは「本」記載のあるもの（九三筆、一〇%）とそれがないもの（八三三筆、九〇%）に分類され、このうち「本」記載のものは「本」単独のもの（全六二筆）、及び「溜池」

の名称の前に付されたもの（十七筆）、その他の名称等に付隨して記されているもの（五筆）、「本屋敷也」表示のもの（九筆）の四つに分類されるのであるが、さしあたり「本」記載のものも含めて、何らかに対する名称の表示と思われる、その名称についてみてみたい。これを大まかに分類して列挙すると次の二群に分けられる。

〔何らかの名称と思われる朱書〕

(I群)	石踊	内村	学所	桙	上小園	上松瀬	上村	窪田
	小園	追田	塩井	下松瀬	下村	修行	新窪	新地
	新村	新盛	七夕	溜	永崎	中村	橋ノ口	原田
	溜池	向園	山ノ上					

(II群) a、一浮 二浮 三浮 庄屋浮

b、永

I群の二七の名称のうち「溜池」を除いて一二六までは、「田口村竿次帳」の墨書表示による門・屋敷農民経営体名称、すなわち検地門割後に田口村に実在していた経営体の名称と一致し、これらが何らかの意味を有して同村農民経営体名称を示していることは明らかである。II群に掲げた事項はいずれも当時の検地竿次帳はじめ各種の農政台帳記帳時に一般的に用いられている特定の土地種目に対する略記表示であり、一浮は一浮免、二浮は二浮免、三浮は三浮免、庄屋浮は庄屋浮免をそれぞれ示しており、永は永作地を示すものである。

「田口村御救門割による村落再編後に存在した農民経営体と浮免」

(I群) 石踊門 内村屋敷 学所門 梅屋敷 上小園屋敷

上松瀬屋敷 上村屋敷 窪田屋敷 小園門 迫田屋敷

塩井屋敷 下松瀬門 下村門 修行門 新窪屋敷

新地屋敷 新村屋敷 新盛屋敷 七夕屋敷 溜屋敷

永崎屋敷 中村門 橋ノ口門 原田屋敷 増山屋敷

向園門 山ノ上屋敷

(II群) 一浮免 二浮免 三浮免 四浮免 庄屋浮免

自作浮免 永作浮免

ところでこの欄の朱書の中には、「本修行名子屋敷也」とか「本上村名頭屋敷也」・「永崎、本屋敷也」・「小園名子屋敷也」といったものを若干量見出すことができる。これらの事例から、朱書による二七の農民経営体名称は、朱書の書き出し頭部の「本」記載の有無に拘らず、いすれも田口村にかつて存在していた旧来の農民経営体名称であったこと、すなわち安永九年の検地門割以前の同村に実在していた経営体名称であったことを理解できるのである。

このように墨書き載の一筆毎の土地について、それらが検地門割以前の田口村のどの農民経営体や浮免に所属していたのかという、田口村村落再編成以前の土地の分属保有主体をほぼ完全に把握できるとするならば、これら墨書きの一筆ごとの土地面積（これに関する朱書は全くない）をそれぞれ朱書で確認できる農民経営体や浮免別に分類集計することによって、従前の再編前の田口村に存在していた各農民経営体が保有し、各種の浮免に所属していた土地の面積を具体的に把握でき、御救門割以前の旧田口村農村構造の一端の解明に資することが可能となる。

この欄の朱書は、墨書きで表記されている一筆毎の土地のそれぞれが、検地門割による村落再編を受ける以前の旧田口村においてどの農民経営体や浮免等に所属していたかという、旧田口村における土地の分属保有状況を具体的に示していることになる。

朱書がこのような事実を表示をしているとするならば、朱書にて「本

4、御救門割と朱書の「外」記載・「内」記載の示すもの

さて次に、もう一か所の別欄の朱書、すなわち最上段の土地種目を記した左下方で、一筆毎の土地評価畳大豆高（以下、土地評価高もしくは

土地の査定評価高) の上方の欄にある朱書について検討してみたい。この欄の朱書は大まかに分けると、次のように書き出しの頭に「外」、末尾に「下」の字を付して一定分量の畳大豆高を表記してあるものと、書き出しの頭に「内」、末尾に「上」の字を付して表記してあるものの二つに分類できる。

(I類) A 外畳壹斗汰下・C 外畳壹俵貳斗壹升下

E 外壹斗四升壹合下

(II類) B 内七升汰上・F 内三升五合上・K 内五升上

一見して、これらの朱書で示された数量が、墨書で表示されている

筆毎の土地の評価高に対する何らかの意味での変更分ではなかろうかといふことは理解できるのであるが、具体的にはいつたい何を示しているのであろうか。「外」や「内」及び「下」や「上」の文字にはいつたいどんな意味が込められているのだろうか。

先に、安永九年の田口村検地門割事業が御救門割であつたことについては指摘したところであるが、以下、この問題を御救門割とよばれる検地門割事業の性格との関連で考えてみたい。

第一項で指摘したとおり、近世後期の薩摩藩の検地門割事業には、親疎門割と御救門割とよばれる性格の異なる二種類のものがあつた。このうち御救門割とは「村落ぐるみで深刻な疲弊と困窮に陥っている農民救助のために実施」される検地門割のことと、それは旧来の公定の検地竿次高の「下り高」、すなわち「特定村落の村高減少」(厳密には農民への配当高の減高) を前提として実施されるものであった。⁽¹⁾ したがつてこの種の検地門割が実施される村落では、その前後の検地竿次高、とりわけ

農民保有分の配当門高に大きな変化が生じることになり、現象面ではそれらの高の減少が見られることになる。

御救門割がこのような性格の検地門割であるとするならば、安永九年「田口村竿次帳」に留められている検地竿次高約七七八石余(後掲、第2表) や農民配当高約五八六石余(後掲、第4表) は、同帳作成直前に実施された検地門割で高の減量措置を受けた後の数量ということができるから、それ以前の段階においてはもつと大きな数値を示していたであろうことは推察するに難くない。

ところで、農民配当の高の引き下げ措置(下り高) を伴つて行なわれる御救門割による村落再編成時に、農民たちの過重負担の軽減を図る目的から、権力が行つた具体的な手立てとして二つの方法を推定することが可能である。一つは、村落再編に先立つ検地時において単位面積(一反)あたりの土地の評価査定高を旧来に比して引き下げ、その新たな基準高(石盛)に基づいて、村内門・屋敷農民たちが旧来から保有してきた個々の土地をはじめとする旧竿次帳登記の一筆一筆の全ての土地に対する土地の見直しを行い、新たな土地評価高を決定し、それらの土地を門割時に改めて農民たちに再配当して負担の軽減を図るというやり方(A方式)であり、もう一つは、旧来の石盛や土地の生産評価高にほとんど変更を加えないで、一人当たりの門・屋敷農民に対する土地の配当面積の減量措置を取ることによって各経営体保有の配当高を減量するという方法によつて負担軽減を図つてやるというやり方(B方式)である。前者の方法を採用すれば、土地一筆ごとの評価査定高はほとんどが変更を受けて従前とは異なつた数量を示すことになり、検地門割後の全

体の竿次高や門・屋敷農民保有の集計高は従前より減少することが考えられる。一方後者の方針を採用するならば、前後の全体の竿次高にはあまり大きな変動は生じないものの、門・屋敷農民保有の集計高には従前より減少が認められるものと推察される。

以上の考察を踏まえて、改めて「外」記載と「内」記載に特徴づけられる「田口村竿次帳」内の朱書の示すものについて考えてみたい。

朱書の付された同帳九二六筆のうち、「外」記載もしくは「内」記載のある土地筆数は全八五九筆（九三%）とほとんどの朱書に及んでおり、その内訳は「外」記載のもの約六二〇筆・「内」記載のもの約二四〇筆となっている。それぞれの朱書末尾に記された「下」及び「上」の文字の記載により、安永九年田口村御救門割における新たな土地評価査定において、「外」記載の約六二〇筆はいずれも「下」なる変更措置を朱書表示の糀高分について受けたこと、そして「内」記載の約二四〇筆には「上」なる逆の異なった変更措置が加えられたことを知ることができるのであるが、このような同帳の朱書表記上の特徴は、先に御救門割の際の村落再編時に権力によって実施された具体的な手立てとして推定可能な二つの方法のうち、最初に掲げたA方式の採用によって生じた痕跡を示すものとして理解できる。

御救門割において下り高、すなわち石盛変更を通して高の引き下げ措置を実施する方式（A方式）を仮に採るとするならば、先にも指摘したように検地門割以前の旧来の竿次帳に登録されてきた一筆毎の土地評価高は、その大半が評価査定の見直しによって減少をともなう変更を受けることが予想され、もし何らかの必要性からそれらの事実を検地門割後

に新しい竿次帳に留める必要があつて記帳を行つことにした場合、その事実を留める記帳は一筆一筆の土地のほとんど全てに及んでいくことが推定されるからである。問題にしている「田口村竿次帳」の朱書はまさにそのようなA方式の実施によつてもたらされる記載の痕跡と形態上の特徴そのものを備えている。したがつて同帳上段の土地種目記載欄の左下方に記された朱書群は、安永九年田口村御救門割における一筆毎の土地の査定見直し時に、旧来同村の農政等に用いられてきた旧竿次帳に記載登録されていた旧土地評価高に加えられた変更事実とその内容、及び数量等を示しているといえる。

このことを換言するならば、この欄の「外」記載の朱書には末尾に「下」、「内」記載には「上」の表示がすべて付されていることについては先に指摘したところであるが、この「下」や「上」は、墨書き表記一筆毎の土地が旧来有していた評価査定高が、御救門割時にそれぞれどれだけの量どのような変更を受けたかを示している。すなわち「外」記載の「下」は、それが付属したそれぞれの土地が御救門割時の土地の評価査定見直し時に引き下げ（下り高）査定を受けたことを示し、「外」に続く数値（糀大豆高）は一筆分の土地の引き下げ数量を示している。そして「外」の意味するところであるが、これは土地の査定見直しによる引き下げ措置によって起つた旧来の土地評価高の減量の事実を示している。つまり朱で示した数量分は下り高の査定措置を受けたことによつて消滅してしまつて、検地門割後の新しい竿次帳記載の一筆毎の土地評価高には存在しないが、かつては現在の評価高の外に加えて含まれていた

とするならば、そしてもう一つの「内」記載の朱書の土地は、今指摘した「外」記載のケースとはまったく反対の措置を受けた事実を示している。すなわち、「内」記載の「上」は御救門割等の土地の査定見直しで引き上げ査定を受けた事実を示し、「内」に続く数値は一筆分の引き上げ数量を示し、そして「内」は以前の旧竿次帳の一筆毎の土地には存在していなかつたが、引き上げ措置で生じた増量分を旧土地評価高に加えて、御救門割で作成された門割竿次帳記載の新しい評価査定分の内にそれが含まれているという事実を示していることになる。

「田口村竿次帳」の「外」記載と「内」記載の朱書が以上のような事実を示しているとするならば、同帳内の墨書で記された一筆毎の土地評価高に、御救門割の査定見直しで生じた変更分の糀大豆高を旧にもどしていくことで、それぞれの土地について、権力が干渉以前の旧竿次帳に登録されていた旧来の土地評価高を復元することができる事になる。

このことによつて、復元した一筆毎の土地を、御救門割以前の田口村に存在した旧い農民経営体や浮免毎に分類集計していくことで、再編前の田口村の農民保有分の旧門（屋敷）高や士族所有分の浮免高についての全体量や、個々の分属保有もしくは所属の状況を把握することができることになる。

本項での以上の考察を通して、安永九年の「田口村検地門割竿次帳写」が、検地門割による村落再編後の農村構造だけでなく、同期のほかの一般の竿次帳では知りえない検地門割以前の農村構造をも具体的に知らしめてくれるという、極めて重要な価値を有する農政史料であることが理解できるのである。

した「外」記載のケースとはまったく反対の措置を受けた事実を示している。すなわち、「内」記載の「上」は御救門割等の土地の査定見直し

三、曾於郡郷田口村の安永期検地門割と村落事情

1、曾於郡郷と田口村

本項で考察の対象とする曾於郡郷と田口村について紹介する。

曾於郡郷は、近世、大隅国の中部にあたる霧島連峰の南麓部に南北に細長く位置した薩摩藩直轄の外城（郷）で、東境を都城郷・財部郷、西境を踊郷・日当山郷、北境を小林郷、南境を清水郷と接していた。藩政時代は田口村・大窪村・川北村（以上、霧島町）・重久村・（国分市・一部霧島町）・松永村（隼人町）の五カ村から成り、現在、その大半の地域が霧島町域となつてゐる。

田口村で御救門割が実施された安永九年（一七八〇）からさほど遠くない直前の時期の、恐らくは一八世紀半ばの宝暦期頃から後半期の安永中期頃までの間のある時期の統計データに基づいて作成されたものと推定される『三州御治政要覽』御分国之卷（卷三十六）^{〔12〕}は、曾於郡郷について次のように記している。^{〔13〕}

曾於郡郷 従鹿兒島八里

五箇村

一 霧島山神社 日向國四座并小之内 諸県
郡一座小有 延喜式神名帳

座主花林寺格護 野上権現 田口村

神領高五百四拾四石九斗七合二勺九才

田口村検地門割竿次帳写

霧島山錫杖院 華林寺 白坂坊
多門坊
泉藏坊
普門坊
華嚴坊
集福坊
大日坊

宗廟止上権現 高三拾石 吉水山称妙院念佛寺 林泉坊
集林坊
時衆

高拾石 吉祥院 真言 一同壱石 慈恩寺

念佛寺阿弥陀堂五間四面

理解できるのである。

衆中高八百五拾八石餘 士貳百十八人

百七十人數八十三人

一春山御牧場数四百五拾六疋

高頭四千七百拾四石七斗四升七合四勺九才

内

一高千式百三拾四石四斗四升七合六勺

增於郡鄉内

松永村

一同五百式拾九石三斗三勺六勺一才

同

大窪村

一同式百式拾四石式斗七升六合四勺一才

同

川北村

一同九百拾七石九斗七升壹合四才

增於郡鄉内

田口村

一同千八百八石七斗五升三勺七才

重久村

用夫百五拾人

なお、藩政時代の各種統計資料によつて曾於郡郷の所総高（郷高）や村高、及び用夫人口、そして外城衆中（郷士）の総人口（男）や人軸（戸数）・衆中高（郷士総持高）等の推移を示すと第1表に見るとおりである。

また、参考までに現在の霧島町の土地利用状況を大まかに示すと、総面積八一三五ha、うち宅地一八三ha、田地二七〇ha、畠地一四五ha、樹園地七〇〇ha、林野地六五二ha、その他三百余haとなつてゐる。¹⁴⁾

田口村は曾於郡郷の最北部に位置した村である。村域は広大で、現在の霧島町のおよそ北半分を占める。村の中央部を韓國岳麓に源を発する霧島川が南に蛇行しながら貫流し、右岸北西方向から支流の狹名田川が合流してくる南央部の流域一帯の地域を除いて、北部・東部・西部の方々は、川のすぐたもとまで霧島山系の急峻な山々が迫り広がつてゐる。したがつて田地や畠地等の耕地は少なく、現在でも旧田口村の村域をほ

第1表 曾於郡郷の郷高・村高・百姓用夫数・郷士人数ほか

項目	時期	17世紀半ば頃	18世紀前半頃	18世紀後半頃	19世紀前半頃	19世紀半ば頃
郷高（所総高）		4,166石		4,714石	5,443石	5,308石
村 高	松永村	2,136石		1,236石		
	大窪村	398石		529石		
	川北村	104石		224石		
	田口村	613石		917石		
	重久村	920石		1,808石		
百姓用夫数				150人	310人	315人
郷 士	人 数			873人	1,019人	1,058人
	戸 数		160戸	218戸	427戸	445戸
	郷士高			858石	1,150石	1,322石
	(成立年) (史料)	寛文4年成立 「郡村高辻帳」	享保13年成立 「享保大御支配次第帳」	安永7年増補 編 「三州御治世要覽」	文政11年改編 （1828） 「薩藩政要録」 （要用集）	嘉永4年以後 （1851）改編 「薩藩政要録」 （要用集）

とんどそのまま引き継いでいる大字田口の土地の大半は広大な山林地帯となつてゐる。蛇足ながら、天孫降臨神話の瓊々杵命ほかの神々を祀り、古来、西御在所霧島六社権現社とよばれて南九州の人々の信仰と尊崇を集めてきた霧島神宮は、この田口村北方の霧島山中腹にある。

2、「田口村竿次帳」に基づく集計データについて

先に紹介した「田口村竿次帳」の分析と考察に先立つて、これに基づいて作成した集計資料のデータに関して一言触れておきたい。

「田口村竿次帳」内の墨書による土地記載は全九六二筆、うち荒畠記載の二七筆分を除いて、検地門割後に実在した田地・畠地・屋敷地などの田口村の全土地は九三五筆に分筆されて登記されているが、このうち虫損等のために所属不明のもの三筆、そして一筆の耕地が複数の農民経営体（門あるいは屋敷）や浮免に分属していて各々の本来の配分を知ることができないために集計上均等配分をせざるを得なかつたもの七一筆である。これらを考慮した検地門割後の農村構造を把握するために算出した集計結果の誤差の範囲は8%である。

3、門高配当からみた田口村の村落再編成

安永九年の御救門割とよばれる田口村検地門割における農民経営体の再編成事業を享保期検地の農政の支配原則に照らしてみてみたい。

先ず、安永九年田口村検地門割後に実在した同村農民経営体（門・屋敷）個々の保有高、すなわち經營規模から知り得る事實を指摘する。第2表は検地門割直後の田口村の個々の農民経営体及び浮免種目別に配当された門高と浮免高を大きく田・畠・屋敷・上木別に示したもの、第3表は同じく配当の門地と浮免地の面積を土地種目別に示したもの、第4表は個々の農民経営体に配当された門高と所属人口、及び名子や用夫数であるが、土地の所有や保有を示す記載がなくその所属状況を把握することはできないものである。全くの不明分とは、墨書による検地門割後

の土地所属を示す欄に荒畠とのみ記載のある二七筆分と、検地門割前の土地種目や所属を示す欄にただ田畠成とのみ記載のある分五筆、そしてこれらの欄の記載を全く欠く分一四筆の計四六筆であるが、いずれにせよこれらの土地については検地門割前の段階における土地所属の状況及び土地種目はともに知り得ない。この外に、一筆の耕地が複数の農民経営体や浮免に分属していて集計上均等配分をせざるを得ない分が六四筆ある。これらを考慮した検地門割前の農村構造を把握するために算出した集計結果の誤差の範囲は9%である。

「田口村竿次帳」に基づく安永九年の御救門割の分析と考察を試みるにあたつては、以上に示した集計データの誤差等も考慮に入れて進める必要がある。

第2表 安永9年(1780)の検地門割直後の曾於郡郷田口村における経営体別の保有高状況

門(屋敷)名 ※は浮免	田 高 石斗升合勺才	畠 高 石斗升合勺才	屋敷 高 石斗升合勺才	上木 高 石斗升合勺才	門(屋敷)高 石斗升合勺才
石踊門	34 4 0 6 2 5	2 3 9 0 6 3	4 3 7 5 0	1 0 5 2	37 2 4 4 9 0
内村屋敷	13 4 8 9 5 8	7 1 2 5 0	3 7 3 9 6	2 2 8 1	14 5 9 8 8 5
学所門	35 9 4 7 9 2	2 0 2 8 1 3	8 9 9 9 6	4 3 8	38 8 7 9 3 8
椿屋敷	10 9 0 6 2 5	7 7 3 9 6	3 6 1 4 6	1 4 6	12 0 4 3 1 3
上小園屋敷	12 8 9 5 8 3	7 4 6 8 8	2 9 3 7 7	3 6 0 4	13 9 7 9 7 3
上松瀬屋敷	10 5 5 2 0 8	6 9 1 6 7	6 3 6 4 6	1 4 7 9	11 8 9 5 0 0
上村屋敷	12 6 2 5 0 0	1 5 3 1 2 5	2 9 6 8 8	1 4 6	13 9 7 6 4 6
窪田屋敷	12 9 7 9 1 6	5 3 1 2 5	5 3 7 5 0	1 3 1 3	14 0 6 1 0 4
小園門	35 8 6 4 5 8	2 1 2 1 8 6	6 5 9 3 8	7 2 9	38 6 5 5 2 1
迫田屋敷	13 4 1 6 6 7	4 1 9 7 9	2 2 7 0 8	1 1 1 5	14 0 4 4 6 9
塩井屋敷	12 6 7 7 0 8	0	1 0 4 5 8 3	1 1 8 8	13 7 3 4 7 9
下松瀬門	29 2 8 1 2 5	1 8 8 7 5 0	5 6 8 7 5	4 3 8	31 7 4 1 8 8
下村門	34 2 6 0 4 2	2 2 8 5 4 2	7 0 9 3 8	6 5 6	37 2 6 1 7 8
修行門	35 3 3 3 3 3	1 4 9 8 9 6	1 3 5 5 2 1	3 0 4 2	38 2 1 8 2 3
新窪屋敷	12 0 1 0 4 2	8 1 9 7 9	2 7 1 8 8	5 8 3	13 1 0 7 9 2
新地屋敷	12 9 2 7 0 8	9 0 4 1 7	2 6 3 5 4	1 4 7 9	14 1 0 9 5 8
新村屋敷	13 0 5 2 0 8	6 8 1 2 5	2 9 5 8 3	1 4 6	14 0 3 0 6 3
新盛屋敷	12 5 1 8 4 0	6 1 7 7 1	3 7 1 8 8	0	14 5 7 2 9 2
七夕屋敷	13 7 8 1 2 5	9 6 3 5 4	3 9 0 6 3	2 9 2	15 1 3 8 3 3
溜屋敷	13 1 0 4 1 7	7 0 9 3 8	3 7 2 9 7	3 1 0 4	14 2 1 7 5 0
永崎屋敷	13 2 5 0 0 0	6 8 2 2 9	3 0 2 0 8	1 4 6	14 2 3 5 8 3
中村門	34 4 5 8 3 3	1 7 0 3 1 3	1 2 5 7 2 9	5 6 3	37 4 2 4 3 8
橋ノ口門	36 0 9 3 7 5	1 6 6 4 6 8	1 2 0 1 0 4	2 2 0 8	38 9 8 1 4 6
原田屋敷	12 0 1 0 4 2	7 3 5 4 3	4 2 2 9 2	1 0 9 4	13 1 7 9 6 9
増山屋敷	14 2 0 8 3 3	8 3 3 3	1 0 2 9 1 7	0	15 3 2 0 8 3
向園門	36 0 1 0 4 2	1 8 3 3 2 5	1 0 0 0 0 0	4 3 8	38 8 4 6 0 4
山ノ上屋敷	12 5 6 2 5 0	7 2 6 0 4	4 4 5 8 3	1 3 1 3	13 7 4 7 5 0
※ 庄屋浮免	16 6 8 7 5 0	1 4 6 9 7 9	0	0	18 1 5 7 2 9
※ 一 浮免	25 2 0 8 3 3	2 4 0 7 2 9	0	3 8 3 3	27 6 5 3 9 5
※ 二 浮免	67 4 4 7 9 2	5 0 8 4 3 8	0	2 3 8 3 3	72 7 7 0 6 3
※ 三 浮免	35 2 5 0 0 0	2 8 9 6 8 7	0	2 5	38 1 4 7 1 2
※ 四 浮免	15 4 1 6 6 6	1 3 8 5 4 2	0	0	16 8 0 2 0 8
※ 自作浮免	7 4 5 8 3 3	6 1 2 5 0	0	0	8 0 7 0 8 3
※ 永作浮免	6 1 5 6 2 6	4 0 8 9 5 8	0	0	10 2 4 5 8 4
所属不明の分	0	3 0 2 0 8	0	0	3 0 2 0 8
竿次高計	714 6 1 4 5 8	47 5 2 8 1 2	16 0 2 9 1 7	5 6 8 1 3	778 7 4 0 0 0

注 1. 史料は安永九歳子四月七日「隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳 写」。

2. 竿次帳の総耕地筆数962筆、内所属不明分3筆、一筆の耕地が複数の門(屋敷)や浮免等に分属していてそれぞれの正確な配分の内訳を知りえないもの田地45筆・畠地26筆、そして荒畠分が27筆である。うち、一筆の耕地が複数の門や浮免等に分属している71筆の耕地については均等に配分して集計した。これらを考慮した集計結果の誤差の範囲は約8%である。

3. 本表の門(屋敷)の掲載順は竿次帳の家族構成(検地門割後)記載順に従った。

第3表 安永9年(1780)の村落再編成(検地門割)直後の曾於郡郷田口村における農民経営体(門・屋敷)及び浮免別の田畠屋敷地面積

1、史料は安永外藏千四百七日「燭外曾於都田日村御極部門御筆次帳」

、第一次附の経耕地筆数926筆、内所属不明分3筆、一筆の耕地が複数の門（屋敷）や浮免等に分属している部分の内訳を知りえないもの出地45筆・専地226筆、そして荒畠分が27筆である。うち、一筆の耕地が複数の門や浮免等に分属している71筆の耕地についても専等に配分して集計した。これらを考慮した集計結果の誤差の範囲は約8%である。

第4表 安永9年(1780)の検地門割による村落再編成直後の曾於郡郷田口村の農村構造

門(屋敷)名	門(屋敷)高 (石斗・升合・勺才)	門人口			名子 (人)	用夫 (人)	役畜 (疋)	配当屋敷	
		男	女	総人数				数	等級・面積(反畝歩)
石踊門	37 2 4 4 9 0	2	2	4	1	2	馬 2	1	上 9 16
学所門	38 8 7 9 3 8	4	2	6	0	2	0	1	上 1 4 28
小園門	38 6 5 5 2 1	3	1	4	1	2	馬 2	2	上 6 20 · 中 5 29
下松瀬門	31 7 4 1 8 8	2	2	4	0	1	牛 1 · 馬 2	1	中 1 1 28
下村門	37 2 6 1 7 8	3	2	5	0	2	牛 1	2	上 8 02 · 下 7 24
修行門	38 2 1 8 2 3	7	4	11	1	2	馬 2	2	上 1 5 10 · 上 8 12
中村門	37 4 2 4 3 8	3	2	5	1	2	0	2	上 1 2 25 · 上 6 05
橋ノ口門	38 9 8 1 4 6	2	4	6	1	2	馬 1	2	上 1 5 20 · 上 5 24
向園門	38 8 4 6 0 4	5	2	7	1	1	馬 1	2	上 1 0 06 · 上 7 00
内村屋敷	14 5 9 8 8 5	1	1	2	0	1	0	1	上 6 24
桙屋敷	12 0 4 3 1 3	2	3	5	0	1	牛 1 · 馬 2	1	上 6 08
上小園屋敷	13 9 7 9 7 3	2	1	3	0	1	牛 1	1	中 6 09
上松瀬屋敷	11 8 9 5 0 0	3	1	4	0	2	0	1	中 1 2 23
上村屋敷	13 9 7 6 4 6	2	4	6	0	1	馬 1	1	中 7 05
窪田屋敷	14 0 6 1 0 4	1	2	3	0	1	0	1	上 9 23
迫田屋敷	14 0 4 4 6 9	1	2	3	0	1	馬 1	1	下 5 23
塩井屋敷	13 7 3 4 7 9	1	4	5	0	1	馬 3	1	下 2 1 00
新塙屋敷	13 1 0 7 9 2	2	3	5	1	1	馬 1	1	下 7 15
新地屋敷	14 1 0 9 5 8	2	2	4	0	1	馬 1	1	上 4 24
新村屋敷	14 0 3 0 6 3	1	0	1	0	1	0	1	上 5 12
新盛屋敷	14 5 7 2 9 2	1	0	1	0	0	0	1	中 7 25
七夕屋敷	15 1 3 8 3 3	3	2	5	0	1	馬 2	1	中 8 11
溜屋敷	14 2 1 5 7 0	3	2	5	0	2	馬 2	1	上 6 16
永崎屋敷	14 2 3 5 8 3	2	1	3	0	2	0	1	上 5 15
増山屋敷	15 3 2 0 8 3	1	0	1	0	1	馬 2	1	中 9 14
原田屋敷	13 1 7 9 6 9	0	0	0	0	0	0	1	上 1 8 01
山ノ上屋敷	13 7 4 7 5 0	0	0	0	0	0	0	1	中 1 0 15
合計	586 6 0 1 0 4	59	49	108	7	34	牛 4 · 馬 24	33	(上 21 · 中 9 · 下 3)

- 注 1. 本表は安永9歳子四月七日「隅州曾於郡郷田口村御検地門割竿次帳 写」によって作成した。
2. 本表の掲載順は、田口村27の農民経営体を門と屋敷に分類し、それぞれ竿次帳の記載の順番に従った。
3. 原田・山ノ上の2屋敷の家族構成は、竿次帳にその記載を欠いているために不明であるが、竿次帳末尾に記載の人口集計記録に基づいて計出すると、両屋敷はいずれも無人の経営体であることがわかる。

新しく成立した田口村には、九つの門と一八の屋敷の合計二七の農民経営体が存在していた。これらの経営体の経営規模に注目した場合、同村の農民経営体は門経営体群と屋敷経営体群の大きく二つのグループに分けることができ、両者には経営規模において大きな格差が存在している。例えば第4表により保有高をみた場合、門経営体群は、三一石余の下松瀬門を唯一の例外としながらも他の八門はいずれも三七石（三門）～三八石（五門）台に集中して分布する（八門分の平均は三八石一斗余）。保有門高でみるとかぎり、田口村門経営体群は安永九年の検地門割にともなう門高配当において、一門の例外を除いて、ほかの八門はおよそ三八石前後に均等・平準化されて配当措置がなされたことが推察される。

これに対しても、屋敷経営体群は、最大の増山屋敷（二五石余）と最小の上松瀬屋敷（一一石余）間の保有高格差は三石余と僅かで、全体の八割にあたる一八屋敷中一四屋敷は一三石（六門）～一四石（八門）台に集中分布し、一八屋敷の平均保有高は約一三石八斗余となっている。これらの数値は前記門経営体群への保有高の半分にも満たない（約三分の一強）が、この屋敷経営体群の保有高だけに限定して指摘するならば、（集計結果の誤差を考慮するとき）おおよそ一四石前後に均等・平準化されて配当措置を受けていたことを推察できるのではないか。

次に経営面積についてみてみたい。門経営体群は最大と最小の門の面積格差約六反であるが、九門中七門までは平均層の二町六反前後に集中分布し、最大の小園門と最小の下松瀬門の多寡分はともに平均層から二反～三反余（一割前後）にとどまっている。一方の屋敷経営体群の場

合、最大と最小の屋敷の面積格差約五反となっているが、上松瀬屋敷を除くほかのほとんどの屋敷は九反弱～一町一反強の格差三反の間の面積の間に分布している。先にみた保有高の場合ほど顕著ではないが、門経営体群及び屋敷経営体群ともにそれぞれのグループにおいては大まかに平均的な景観を示しているといえる。

以上の事実を通して、安永九年田口村御救門割時における農民経営体の再編成においては、先ず同村の二七の農民経営体を門と屋敷の二つの経営体群に分けて編成作業が進められたこと、そして具体的な門高もしくは土地の配当においては門経営体群と屋敷経営体群の間には大きな格差を設けて編成がなされたこと、さらには各経営体群中の個々の農民経営体に対しては、その保有の高と面積からみるかぎり、享保内検期の村落再編成時における均分支配原則が踏襲され、その経営規模や生産力条件がほぼ均等・平等になるよう配慮されて土地配当が実施されたことを理解することができるものである。

4. 経営内容からみた検地門割後の田口村の門と屋敷

さてここで後論との関係で、安永九年の検地門割において田口村に併置された二つの経営体群、すなわち門と屋敷の農民経営体としての差異に言及しておきたい。

考察に先立つて、先ず近世中期の薩摩藩農村における農民経営体としての門と屋敷について指摘する。

門割制度下の薩摩藩農村にあって、農業経営や農民生活のみならず権力収取や支配の上からも、薩藩農民たちの最も基本的な存在形態であつ

た農民組織の農業經營單位体を門もしくは屋敷と呼び、一般には両者にされて門と総称されていることについては、既に第一項で触れたところであるが、近世中期には、この二つの經營体の間には格付上の明確な差異が存在していた。例えば一七世紀前期の享保期検地における薩摩藩の村落再編成にあたっては、村落内農民經營体保有の生産力条件や經營基盤の安定性、及び権力収取の面からみた確實性等を一定の指標として個々の經營体に対する評価が行われ、これに基づいて門か屋敷かいずれかの格付の付与が実施されている。すなわち、当時、干拓開田作業統行中の多くの土地をあわせ持つ開発歴史の浅い生成・草創段階の新田村落であつた薩摩国高江郷久見崎村、及び同時期の検地門割事業に際して村内の不熟な仕明開墾地系統の土地が大量に門高に繰り込まれて經營体増設が図られたことが推定される同山崎郷久富木村の享保期検地の村落再編成においては、一定規模の安定した生産力と經營条件を備えて歴史的にも一定の經營実績を有する成熟した安定的農民經營体に門という格付がされたのに対して、農業經營体としては成立の浅さからその実績をほとんど有せず經營基盤が確立していない未成熟かつ經營不安定な農民經營体には屋敷という格付がなされている。⁽¹⁵⁾この時期、門と屋敷は藩権力によつて意識的かつ明確に分別・把握されて支配を受けていたことが確認できるのである。

これに対しても九世紀初頭前後になると様相は一変する。すなわち田口村検地門割が実施された頃をも含むか、或いはそれからそう遠くない時期の一八世紀後期から一九世紀初頭の薩摩藩農村や農政の実情を踏まえて記されたものと推定される享和四年（一八〇四、文化元）成立の

「御検地聞書」⁽¹⁶⁾には、「門と屋敷のいわれいまた不聞、むかしは三拾石以上ヲ門と唱、その以下を屋敷と定しと言説も有、御支配のむかしより門をその訳にて、新門立たるに屋敷ニ号レしと云もあり、今ハ武拾石以下にも門と云あり、三拾石以上にも屋敷と云もあり、兎角本之通ニして置てよし、また門屋敷入交てハ何そニ付帳面調方面勧ニなれば、都而門と直したしと所より願へば其通しても支なし、門屋敷の発は段々聞合すれどさたかならす」⁽¹⁷⁾とある。これより、この時期になると前代とは大きく様変わりして、薩摩藩農村における門と屋敷の呼称の由来や農民經營体としての質的差異等については、諸説あるもののそれにそぐわない多くの現実があつて明らかにできないという状況にあり、それぞれの郷（所）で現実の農政運営上の便宜を考慮して屋敷を全て門と直したければその通りにしてもよいし、また旧来の格付を尊重して本の通りにしておきたければそれでもよいとして、薩摩藩農村の農民經營体を厳格に門か屋敷かに分別して把握・支配を進める農政は全体としては放棄され、所（郷）のそれぞれの自由意志にゆだねられるといった状態になつていたことが理解されるのである。

以上に掲げた二つの相反する事例に照らして考えるならば、先に指摘した安永九年田口村検地門割時に同村農民經營体が門と屋敷の二經營体群に分別されて編成されているという事実は、他地域の諸郷の全体的動向はともあれ、曾於郡郷にあつては、享保内検から半世紀余を経たこの時期、依然として村落内部の經營体把握と支配における格付を重視した享保期検地の薩摩農政が踏襲・展開されていることを示しているといえ

く実在する農民経営体でありながらも屋敷として登録された一八の農民経営体が、九つの門経営体に比して、その經營基盤や内容において何らかの事情で脆弱かつ不安定なものであつたことをも意味している。

それでは、同村農民経営体中の三分の二を占める一八の屋敷はどのような經營事情や性格等を有する經營体だつたのであろうか。

さてここで、あらためて前掲第4表に基づいて、検地門割後の田口村の門と屋敷の農民経営体としての差異についてみてみたい。

第一に、一目して指摘できることは、配当を受けた保有高の格差の大きさである。門経営体群の平均の保有高三七石四斗余及び保有面積二町六反五畝余に対して、屋敷経営体群のそれは一三石九斗余及び九反七畝余で、その数量はともに門経営体群の四割にも満たない三分の一強である。經營規模において屋敷経営体群は門経営体群に比して著しく弱小である。

第二に、各経営体所属の労働力としての人口と用夫数について、先ず門経営体群の人口をみた場合、最大人口一人の修行門を例外としてほかの八門は四・七人の間にすべて分布し、全体の平均人口は一門当たり約六人である。農作業や夫役負担時の中心的担い手となる用夫年齢に該当する男子農民数は、九門中七門までは二人であるが、下松瀬と向園両門は一人である。ほぼ二人に平均化しているといえる。一方の屋敷経営体群の場合、人口は上村屋敷の六人を最大として大部分は三人・五人の間に分布し、一屋敷当たりの平均人口は三人である。用夫農民は全一八人、一屋敷当たり平均一人である。この平均の人口と用夫数は門のちょうど半数にある。一八屋敷経営体群の中には、その人口や用夫数において、

個々には一部の例外的経営体を認めうるもの、全体として一経営体当たりの保有する平均労働力からみて、屋敷の保有労働力は門のおおむね半分量ということができる。屋敷経営体は經營規模に加えて保有労働力の面からみても著しく弱小であるといえる。

第三に、屋敷の人口や用夫数などについてその保有状況をみると、一八屋敷の中には農民労働力の保有の極めて少ない人口寡少な経営体、及びそれを全く保有していない農民不在のものが存在していることに気づく。すなわち新村・新盛・増山の三屋敷は保有人口僅かに男子農民一名のみで、うち増山屋敷にいたっては用夫が存在しない。また原田・山ノ上の両屋敷には農民が全く存在していない。人的労働力の面からみて一個の農民経営体としての要件を欠くか、あるいは十分に満たしていないものが少なからず存在している事実を看取できる。

第四に、各経営体群の保有の高や土地面積を、それらの配当に際して一定の目安とされた用夫数との相関においてみたい。門経営体群保有の門総高は三三七石余、土地総面積二三町九反余、用夫総数一六人である。したがつて門の用夫一人当たり平均の保有高は約一九石五斗余、土地面積は一町四反九畝余となる。これに対し屋敷経営体群保有の総高は二四九石余、土地総面積一七町六反余、用夫総数一八人であるから、屋敷の用夫一人当たりの平均の保有高は約一三石八斗余・土地面積は九反七畝余となり、これらはともに門のおおよそ三分の二分量に相当する。以上の事実から、安永九年の検地門割において、田口村における屋敷用夫農民集團には一人当たりにして門配当分の三分の二分量の高及び土地しか配当されなかつたという事実を示すものである。個々の経営体もしくはその内

部の農民への高や土地配当において、両経営体群の間にはその配当基準量において明確な格差が存在していたこと、そして実際の屋敷用夫農民集団への配当にあたっては門のそれより約三分の一分量が少なく配当されたことを看取できる。

ところで、この屋敷の用夫農民集団への一人当たりの配当高が門農民集団へのそれより少ないという事実は、多面でその配当高を目安に個々の用夫農民に課せられる貢租や夫役の負担において、門農民に対する屋敷農民の負担軽少という形で結果することを意味する。したがつて安永九年検地門割における田口村村落再編においては、同村の何らかの村落事情を反映して、屋敷用夫農民集団には門用夫農民集団に比して負担の軽減化が考慮されて、より軽量の農民作職高が配当されたということを推察できるのである。

第五に、農民たちの居住及び庭畠用として配当された屋敷地についてみると、門経営体群の場合、全体の三分の二にあたる九門中六門までが二屋敷地づつの配当を受けているのに対し、屋敷経営体群の方は一八屋敷の全てが一屋敷地づつである。経営体毎の配当面積をみた場合、門は最小の石踊門の九畝余を例外に、ほかは大半（六門）が一反五畝前後から以上の配当を受け、一門当たりの平均保有面積は一反八畝余である。これに対し屋敷は最大の塩井屋敷の二反一畝余を特例として、ほかはほとんどが一反以下の配当を受け、その多く（一屋敷）は五畝から七畝前後に集中し、一屋敷当たりの平均保有面積は九畝余で門の約半分となつている。

次に、この屋敷地の配当を各経営体内の家族の形態や構成との関係で

みる。門経営体群及び屋敷経営体群とともに、その内に認められる農民家族の家族形態はそのほとんど全てが单一の夫婦を中心とした単婚小家族か、直系の複合小家族形態を示している。門経営体群の場合、屋敷地二か所の配当を受けている小園・下村・修行・中村・橋ノ口・向園の六門にはいずれも名子家部が設定されて、そのほとんどは単婚小家族形態の名頭家族と名子家族の二家族から構成されている（小園と向園の両門は独身名子と名頭家族から構成）。門のうち屋敷地一か所しか配当されていない残りの三門の家族構成は、石踊門は独身名子と名頭家族からなり、下松瀬門は独身名頭と死去して当時生存していない名子の家族、及び学所門は単婚小家族の名頭家族のみで構成されている。検地門割における田口村の人的編成において、門に対しては、学所門を除き、独身名頭及び独身名子を含めて原則二戸の農家をもつて編成が行われた痕跡を見てとることができる。これに対して屋敷経営体群の場合、農民不在の原田と山ノ上両屋敷を除き、ほかの一六屋敷は名頭に率いられた單一の小家族か、独身の名頭だけで構成されている。屋敷については、門の編成とは原則を異にして、当初より一戸の農家をもつて編成が進められた痕跡を見てとができる。

これらの両経営体群の人的構成面における差異の意味しているところであるが、同じ田口村農民経営体でありながら、門についてはその経営形態や農民生活において、ほとんどの経営体について名頭に率いられた複数農家による農業の協同作業に基づいた経営の展開や共同体生活を推察できるのに対し、一方の屋敷について推察し得るのは单一の農家もしくは独身農民での経営や生活ということである。経営基盤の安定性とい

う面からみると、当該期の田口村においては門の方が屋敷よりも優れた存在であったと指摘でき得る。

以上、安永九年の検地門割を通して田口村に設定された門と屋敷に関する考察を通して、同村の屋敷経営体群と門経営体群の間には、経営面積や人的労働力といった経営規模、及び農民（用夫）一人当たりに対する土地の配当面積、さらには経営体所属の農民戸数等に大きな差異が見られるなどを指摘し、その経営規模において屋敷経営体は門経営体に対しても著しく弱小な存在であり、経営基盤において弱体な存在であることも明らかにした。

5、安永九年の御救門割と二つの経営体群

農民経営体として大きな差異が認められる田口村の門と屋敷の両経営体群は、検地門割実施直前段階において、その保有の高や土地面積においていかなる経営内容を有していたのであろうか。以下、「田口村門割竿次帳」の朱書に基づいて作成したいくつかの資料に基づいて、これをうかがつてみたい。

第5表は検地門割による村落再編成直前の田口村における農民経営体別の保有高と浮免種目別等の所属高の状況を示したもの、第6表は同じくそれを土地面積でみたものである。

この二つの表を一覧して指摘できることは次のとおりである。

先ず検地門割による村落再編成が実施される以前の段階においても、田口村に存在していた農民経営体は検地門割後と同数の二七経営体であったことがわかる。そして、これらの経営体中には検地門割後の田口村

には実在しない溜池なる名称をもつものを含んでいる。

次に、経営体保有の高や土地面積に注目した場合、検地門割後に門と格付け設定されている九つの経営体は、検地門割以前の段階においても残りの一八の経営体群の二倍前後とはるかに大きい数量を示していることがわかる。ちなみに保有高をもつて指摘するならば、大きいグループは最大の石踊の三八石余から最小の下松瀬の二八石余までの間に九つの経営体が分布し、小さいグループは最大の七夕の二〇石余から最小の塩井の一五石余までの間に一八の経営体が集中分布している。検地門割以前の段階の田口村に存在していた二八農民経営体も、その保有高や保有面積からみて二つの経営体群に分かれていたことが理解できる。

享保内検以降一八世紀半ば頃までの他郷他村における経営体の保有高と経営体格付の関連をうかがうことのできるいくつかの事例や、先に明らかにしたように享保期検地で藩によつて採用されていた経営体格付に基づく農村支配や農民把握を行う農政が、田口村の所属する曾於郡郷においては安永九年段階まで依然として尊重・踏襲されている事実等を合わせて考えるならば、保有高の大きい九つの農民経営体は検地門割以前の段階にあっても門と格付されて把握や支配を受けていた経営体であつたことが推定できるし、一方の保有高の小さい一八の農民経営体はいづれも屋敷と格付けされていたであろうことを推定することも難くない。

さてここで、検地門割以前の段階における九門経営体群と一八屋敷経

第5表 安永9年（1780）の検地門割直前の曾於郡郷田口村における農民経営体別の保有高状況

門（屋敷）名 ※は浮免	田 高 石斗升合勾才	畠 高 石斗升合勾才	屋敷 高 石斗升合勾才	上木 高 石斗升合勾才	門（屋敷）高 石斗升合勾才
石 踏	35 9 0 6 2 5	1 8 1 7 7 1	1 0 4 4 7 9	不 明	38 7 6 8 7 5
内 村	14 0 1 0 4 2	3 0 9 3 8	1 1 0 7 2 9	〃	15 7 7 0 0 0
学 所	34 1 9 7 9 2	1 4 5 5 2 1	9 8 0 2 1	〃	36 6 3 3 3 3
梅	16 5 4 1 6 7	8 8 1 2 5	3 9 3 7 5	〃	17 8 1 6 6 7
上 小 園	15 3 9 5 8 3	1 1 4 8 9 6	3 1 4 5 9	〃	16 8 5 9 3 8
上 松 濑	16 3 2 2 9 7	1 5 5 2 1	1 1 6 5 6 3	〃	17 6 4 3 7 5
上 村	15 2 2 9 1 2	6 3 3 3 3	8 2 0 8 3	〃	16 6 8 3 3 3
羅 田	15 9 5 8 3 3	6 6 0 4 2	8 3 9 5 8	〃	17 4 5 8 3 3
小 園	32 6 2 5 0 0	2 2 3 5 4 2	1 0 4 0 6 3	〃	35 9 0 1 0 4
迫 田	15 7 5 0 0 0	1 1 3 3 3 3	3 0 1 0 4	〃	17 1 8 4 3 8
塩 井	14 0 2 0 8 3	0	1 2 8 1 2 5	〃	15 3 0 2 0 8
下 松 濑	26 1 9 2 7 1	7 2 5 0 0	1 1 2 2 9 2	〃	28 0 4 0 6 3
下 村	33 0 4 1 6 7	2 1 9 6 8 8	4 9 5 8 3	〃	35 7 3 4 3 8
修 行	34 3 4 3 7 5	7 0 1 0 4	2 0 0 5 2 1	〃	37 0 5 0 0 0
新 罗	16 7 9 1 6 7	5 5 0 0 0	7 1 6 6 7	〃	18 0 5 8 3 3
新 地	15 8 6 4 5 8	5 9 5 8 3	6 8 6 4 6	〃	17 1 4 6 8 8
新 村	16 1 7 7 0 2	9 8 6 4 6	2 9 7 9 1	〃	17 4 6 1 4 6
新 盛	16 4 6 8 7 5	9 1 3 5 4	3 5 7 2 5	〃	17 7 3 9 5 8
七 夕	18 4 4 7 9 2	7 5 8 3 3	8 3 3 3 3	〃	20 0 3 9 5 8
溜	15 4 3 7 5 0	7 2 0 8 3	3 8 1 2 5	〃	16 5 3 9 5 8
永 崎	16 1 9 7 9 1	4 6 2 5 0	9 3 0 2 1	〃	17 5 9 0 6 2
中 村	35 0 6 2 5 0	1 4 5 9 3 8	1 3 5 8 3 3	〃	37 8 8 3 3 7
橋 ノ 口	35 4 7 9 1 7	2 0 6 1 4 6	9 0 9 3 8	〃	38 4 5 0 0 0
原 田	15 8 7 5 0 0	5 1 6 6 7	7 1 0 4 2	〃	17 1 0 2 0 9
☆溜 池	15 7 8 1 2 5	2 4 2 7 1	9 9 5 8 3	〃	17 0 1 9 7 9
向 園	34 3 8 5 4 2	1 1 3 7 5 0	1 6 7 6 0 4	〃	37 1 9 8 9 6
山 上	15 0 2 0 8 3	6 1 2 5 0	5 0 3 1 3	〃	16 1 3 6 4 6
※ 庄屋浮免	25 7 8 1 2 5	1 9 1 9 7 9	0	0	27 7 0 1 0 4
※ 一 浮免	48 1 6 6 6 7	3 5 3 9 5 8	0	0	51 7 0 6 2 5
※ 二 浮免	60 7 6 0 4 2	9 2 2 9 2	0	0	61 6 8 3 3 3
※ 三 浮免	39 2 7 0 8 3	2 8 4 6 8 8	0	0	42 1 1 7 7 1
合 計	760 5 0 5 2 8	34 3 0 0 0 0	23 2 6 9 7 9	不 明	818 0 7 5 0 0

水 作 地	5 1 8 7 5 0	2 9 0 3 1 3	0	0	8 0 9 0 6 3
-------	-------------	-------------	---	---	-------------

所属不明 a	0	6 0 9 3 8	0	0	6 0 9 3 8
所属不明 b	0	4 0 6 3 5 4	0	0	4 0 6 3 5 4
合 計	0	4 6 7 2 9 2	0	0	4 6 7 2 9 2

- 注 1. 史料は安永九歳子四月七日「隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳」写。
2. 竿次帳の総耕地筆数962筆、うち検地門割による村落再編成前の土地種目や所属の状況がわかる耕地の総筆数は916筆・不明分46筆。土地の種目及び所属判明分916筆のうち873筆は門地と浮免地の分であり、残りの43筆は永作地である。また不明分の46筆のうち5筆は検地門割前の土地種目や所属記載欄にただ「田畠成」とのみあり(a)、14筆は同欄の記載を全く欠き(b)、残りの27筆は検地門割後の竿次帳に「荒畠」として登記されている分である。
3. 一筆の耕地に複数の門（屋敷）や浮免地が分属していてそれぞれの正確な配分の内訳を知りえない64筆については、均等に配分して集計した。
4. 上記の注2・3を考慮した集計結果の誤差の範囲は約9%である。
5. 検地門割の過程の中で消滅した経営体については、門（屋敷）名欄に☆を付して示した。
6. 本表の門（屋敷）の記載順は竿次帳の家族構成（検地門割後）記載順に従った。

第6表 安永9年(1780)の検地門割直前の曾於郡郷田口村における農民経営体
及び浮免別の田畠屋敷地面積と石高状況

門(屋敷)名	田地合計	畠地合計	屋敷合計	田畠屋敷合計	門(屋敷)高
石踊	町反畝 歩 1 7 4 00	町反畝 歩 4 1 16	町反畝 歩 1 7 13	町反畝 歩 2 3 2 29	石斗升合勺才 38 7 6 8 7 5
内村	8 0 08	1 1 09	1 6 10	1 0 7 27	15 7 7 0 0 0
学所	1 6 4 10	4 4 07	1 4 28	2 2 3 15	36 6 3 3 3 3
梅園	8 0 25	3 1 04	6 08	1 1 8 07	17 8 1 6 6 7
上小園	7 4 05	3 5 18	6 09	1 1 6 02	16 8 5 9 3 8
上松瀬	8 6 02	6 03	2 0 24	1 1 2 29	17 6 4 3 7 5
上庄村	7 1 16	2 8 16	2 1 23	1 2 1 25	16 6 8 3 3 3
窪田園	6 6 18	2 0 28	1 4 11	1 0 1 27	17 4 5 8 3 3
小園	1 5 1 00	8 6 00	1 8 13	2 5 5 13	35 9 0 1 0 4
追田	7 0 06	3 0 08	5 23	1 0 6 07	17 1 8 4 3 8
塩井	6 7 20	0	2 1 00	8 8 20	15 3 0 2 0 8
下松瀬	1 2 9 16	4 9 28	2 3 06	2 0 2 20	28 0 4 0 6 3
下村	1 5 4 15	8 5 11	8 02	2 4 7 28	35 7 3 4 3 8
修行窪	1 5 5 05	2 3 17	3 1 14	2 1 0 06	37 0 5 0 0 0
新窪	7 4 10	2 0 28	1 3 17	1 0 8 25	18 0 5 8 3 3
新地	7 5 10	2 6 02	1 2 27	1 1 4 09	17 1 4 6 8 8
新村	7 2 09	5 2 15	5 12	1 3 0 06	17 4 6 1 4 6
新盛	7 8 02	4 7 22	7 29	1 3 3 23	17 7 3 9 5 8
新七夕	8 6 19	4 7 08	1 5 09	1 4 9 06	20 0 3 9 5 8
溜	7 2 08	3 1 06	6 16	1 1 0 00	16 5 3 9 5 8
永崎	7 1 04	2 4 05	1 8 19	1 1 3 28	17 5 9 0 6 2
中村	1 5 1 05	8 1 06	1 9 00	2 5 1 11	37 8 8 3 3 7
橋口	1 5 4 01	8 8 12	1 5 20	2 5 8 03	38 4 5 0 0 0
原田	7 8 07	2 0 19	1 3 18	1 1 2 14	17 1 0 2 0 9
☆溜池	7 5 20	1 6 24	1 0 01	1 0 8 25	17 0 1 9 7 9
向園	1 6 2 29	5 2 06	2 3 16	2 3 8 21	37 1 9 8 9 6
山上	7 1 14	2 2 26	1 0 15	1 0 8 25	16 1 3 6 4 6
* 庄屋浮免	1 1 2 00	9 2 15	0	2 0 4 15	27 7 0 1 0 4
* 一浮免	2 1 2 24	1 2 3 21	0	3 3 6 15	51 7 0 6 2 5
* 二浮免	2 8 3 26	4 7 07	0	3 3 1 03	61 6 8 3 3 3
* 三浮免	1 7 3 22	1 3 4 01	0	3 0 7 23	42 1 1 7 7 1
合計	35 3 1 26	14 2 7 28	3 9 8 23	53 5 8 17	818 0 7 5 0 0

永作地	6 0 29	1 8 1 16	0	2 4 2 15	8 0 9 0 6 3
-----	--------	----------	---	----------	-------------

所属不明 a	0	2 1 21	0	2 1 21	6 0 9 3 8
所属不明 b	0	2 7 2 09	0	2 7 2 09	4 0 6 3 5 4
合計	0	2 9 4 00	0	2 9 4 00	4 6 7 2 9 2

- 注 1. 史料は安永九歳子四月七日「隅州曾於郡田口村御検地割門竿次帳」写。
2. 竿次帳の総耕地筆数962筆、うち検地門割前の土地の種目や所属の状況がわかる土地の総筆数は916筆・不明分46筆。土地の種目及び所属判明分916筆のうち873筆は門高と浮免高の分であり、残りの43筆は永作地である。不明分の46筆のうち5筆は検地門割前の土地種目や所属記載欄にただ「田畠成」とのみあり(a)、14筆は同欄の記載を全く欠き(b)、残りの27筆は竿次帳に「荒畠」として登記されている分である。
3. 一筆の耕地に複数の門(屋敷)や浮免が分属していて、それぞれの正確な配分高の内訳を知りえない64筆については、均等に配分して集計した。
4. 上記の注2・3を考慮した本表の集計結果の誤差の範囲は約9%である。
5. 検地門割の過程で消滅した経営体については、門(屋敷)名欄に☆を付してある。
6. 本表の門(屋敷)の記載順は竿次帳の家族構成(検地門割後)の記載順に従って示した。

第7表 保有高からみた田口村の門（屋敷）農民経営体の分布状況

保有石高 (以上)(未満)	検地門割前の分布状況		検地門割後の分布状況	
	経営体数	(経営体名)	経営体数	(経営体名)
39石～40石				
38石～39石	2	石踊・橋ノ口	5	学所・小園・修行・橋ノ口・向園
37石～38石	3	修行・中村・向園	3	石踊・下村・中村
36石～37石	1	学所		
35石～36石	2	小園・下村		
34石～35石				
33石～34石				
32石～33石				
31石～32石			1	下松瀬
30石～31石				
29石～30石				
28石～29石	1	下松瀬		
27石～28石				
26石～27石				
25石～26石				
24石～25石				
23石～24石				
22石～23石				
21石～22石				
20石～21石	1	七夕		
19石～20石				
18石～19石	1	新窪		
17石～18石	10	梅・上松瀬・窪田・迫田・新地 新村・新盛・永崎・原田・溜池		
16石～17石	4	上小園・上村・溜・山ノ上		
15石～16石	2	内村・塩井	2	七夕・増山
14石～15石			8	内村・窪田・迫田・新地・新村 新盛・溜・永崎
13石～14石			6	上小園・上村・塩井・新窪・原田 山ノ上
12石～13石			1	梅
11石～12石			1	上松瀬
10石～11石				
経営体数	27		27	

注 1. 本表は安永九歳子四月七日「隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳 写」により作成。
 2. _____は屋敷経営体を示す。

當体群の高や土地の保有状況を、すでにみた検地門割後のそれとの比較でみてみたい。

先ず第5表及び第7表によつて、田口村農民經營体の保有高の状況についてみてみると、門經營体群の場合、すでに指摘した最小の下松瀬門を例外としてほかは全て三五石～二八石台に分布する。全九門の一門当たりの平均保有高は三六石一斗余で、検地門割後の平均保有高（三七石四斗余）より一石余り少ないが、前記八門分の平均保有高は三七石二斗余で検地門割後とほとんど変わらない。集計上は前後で一石余りの格差を生じているが、最初に指摘した集計データのもつ誤差を考慮すると、検地門割以前の門經營体群中の大半の經營体の保有高は検地門割以後のそれを若干量下回るか、或いはほとんど大差ない同量程度であつたことを推定できる。

これに対しても屋敷經營体群の場合はどうだろうか。屋敷は若干突出して保有高の多い七夕屋敷を除いて、大半（一四屋敷）は一六石～一七石台に集中分布している。全一八屋敷の平均保有高は一七石一斗余で、検地門割後の平均保有高（一三石八斗余）より三石余り多い。前述の門經營体群の場合とは異なつて、検地門割以後に比べてそれ以前の段階における屋敷の保有高は、平均でも三石余とそのほとんどのものがかなり大きかつたことがわかる。安永九年の検地門割の村落再編に伴う各農民經營体への作職高の配当にあたつては、再編前に比して、門經營体群はその配当保有高において、一部を除いて、ほとんどの經營体には大きな変動はみられなかつたが、屋敷については一八屋敷經營体のほぼ全てがかなりな保有高の減量措置をうけたことが理解されるのである。

筆者は先にこの安永九年の田口村検地門割が御救門割であつたことそしてその御救門割は村落ぐるみで深刻な疲弊と困窮に陥つてゐる農民たちの過重負担の軽減を図る目的から農民への配当高の引き下げ措置（下り高）を伴つて行われる農村再建のための村落再編成事業であったことを指摘したが、このことに照らして、以上に明らかにした事実を合せて考へるならば、安永九年の田口村御救門割において実際に配当高の減量による軽減措置を受けたのは屋敷經營体群の農民經營体のみであつたことを理解できる。そして一方の門經營体群の場合、第7表をみれば明らかなどおり、奇妙なことにそのほとんどは軽減措置を受けていないのみならず、下松瀬門や小園門のような一部の經營体にあつては、逆に配当高が明らかに増やされたことが推察されるものも存在していることが知られるのである。

本来個々の農民經營体や用夫農民等への配当作職高の減量措置を原則とする御救門割において、等しく田口村の農民經營体でありながら、このようにも門經營体群と屋敷經營体群ではまったく異なる対応や措置がとられていることは、検地門割による村落再編成当时における田口村の門經營体群と屋敷經營体群は、農民經營体として質的に大きく異なる存在であつたことを示している。

6、二つの經營体群が生まれた村落事情とその質的差異

二つの經營体群は質的にどのように異なつていたのであろうか、また検地門割時の農民作職高の配当において二つの經營体群に異なつた対応や措置がとられたのは何故だろうか。これらの問題は、安永九年の御救

門割直前に田口村の置かれていた村落事情を明らかにしていくことである程度の解答を得ることができるものと思われる。

以下、先ず当該期における同村の村落事情についてうかがってみると、現実には御救門割直前の田口村の村落事情を直接的に示してくれる記録史料類がまったく存在しないので、ほぼ同時代にあって、田口村と類似の村落事情から御救門割の実施を余儀なくされたものと推定される大隅国始良郷上名村の検地門割直前の村落事情、及び疲弊と困窮に陥っていた農村に対するもう一つの救済の手立てとして当時藩によつてよく実施された御救部下りを受けた同国志布志郷月野村の村落事情を確認し、これらを参考に田口村の御救門割直前に置かれていた村落事情を類推し、以下の考察を進めることとした。

さて、くり返し指摘しているように、御救門割とは、深刻な疲弊と困窮に陥っている農民の救助と農村の再建のために、当該村落の農民たちの過重負担の軽減をはかる目的から農民配当用の作職保有高の減量措置をともなつて実施される検地門割であった。

この御救門割の実施の最大の要因となり前提ともなる特定農村の深刻な疲弊・荒廃と農民生活の困窮に関してであるが、この種の検地門割の実施は、享保内検期の公定の御高格護を最大関心事として努力を傾注し続けた近世後期の薩摩藩の農政方にとっては、事が特定村落における農民収取の拠り所となる農民保有の配当高分の減量（下り高）措置の実施を前提として実施しなければならない性格のものであつただけに簡単に認め難いものであつた。

例えば、田口村の御救門割に先立つ九年前の明和八年（一七七一）に

御救門割を受けた大隅国始良郷上名村の場合、その最初の申請時から藩による許可と実施に至るまでの道程は誠に困難なものであつた。すなわち明和八年始良郷上名村御救門割に関連して作成された口上覚や覚など各種の願書や記録類を一冊に綴じ込んだ「御検地門割方請願書書留帳」⁽¹⁸⁾によると、上名村の場合、最初の御救門割の申請から藩の公許・実施に至るまでに約三十年近くの年月を要している。史料に基づいてその経緯を大まかに示すと次のとおりである。

農村疲弊に直面していた上名村救済のための御救門割の最初の申請が始良郷によつてなされたのは寛保三年（一七四三）のことであつた。同村では御救門割の申請に必要な書類を翌四年までに取り揃えて藩に提出し、正式に御救門割を願い出したのに対して、藩農政方ではそれから五年を経た寛延二年（一七四九）に郡奉行の永江勘左衛門と海老原権之助を派遣して、両名に御救門割に該当する村落か否かの農村の疲弊状況を把握・調査するための同村の栄労見分を実施させている。両名による栄労見分の結果は「御救之場所ニ而ハ無之、親疎門わり願可申上」として御救門割は許可されなかつた。この後同村では、郡奉行によつて願出が指示された御救門割の代替措置としての親疎門割も実施されることもなく、具体的な問題の根本的な解決の手立てが講じられることのないままに時日のみが推移することになつた。それから十数年経つて、郡奉行永江勘左衛門が「御竿御差廻り」のために回勤してきたのを機会に、上名村は再び永江による栄労見分を受けることになつた。再度の見分結果は「去年とハ別而引替り労入候、親疎と究置候得共、御救ニ而無之候得ハ決而不村立筈候間、早々御救門わり願替可仕」ということであつた。す

なわち、見分にあたつた永江の指示は、前回の榮労見分時とは様相一変して農村疲弊が著しく、前回指示した親疎門割での村落再建を図ることは到底見込めないので、あらためて御救門割による村落再建を図つてもらえるよう藩に願替の手続きをおこせ、というものであつた。これをうけて上名村では再度の御救門割の申請が行われるところとなり、それが認められて、最初の申請から二八年経つた明和八年（一七七一）に至つてようやく念願の御救門割実施の運びとなつてゐる。

この史料中には、御救門割実施直前の上名村の置かれていた村落状況をある程度具体的にうかがうことのできる記事も留められている。それによると、上名村にはもともと八六の門と四の屋敷、合わせて九〇の農民經營体が設置されていたが、御救門割直前の明和七年段階にあつて、これらのうち禿門の状態にあつたもの門一七・屋敷四、そして半禿門の状態にあつたものが二七も存在していたことがわかる。⁽¹⁹⁾ 禿門とは、農民不在となつた無人の農民經營体をいい、半禿門とは、人口の減少によつて農民労働力が著しく減衰して經營維持が困難かつ危うい状態に陥つてゐる農民經營体のことである。同村九〇の農民經營体のうち約半数のものが、經營崩壊か崩壊の危機に直面していたという同村の極めて深刻な村落事情が知られるのである。

ところで、農村疲弊や農民生活の困窮からの救済を目的として、藩政後半期を通じて領内各地の農村で御救門割よりはるかに頻繁に行われた救済策に御救部下があつた。これは天候異変等による凶作や飢餓等のほか各種の事情により引き起こされた深刻な農民生活の困窮や破局的な状態から救済するため一定年間を限つて当該農村の貢租減免を図つてや

るものであつた。これは、一定期間の貢租減免措置という当該農村への権力的梃入れをもつて当面の問題の解決は図り得るという認識のもとに行われる救済策であるから、当然のことながら当該農村の村落情勢に対する藩の状況認識や評価は、御救門割を認めた農村に対するそれよりも一般には軽かつたのではなかろうかと推察されるのであるが、この御救部下が実施される直前の村落事情は一体どのような様相を呈していたのであろうか。

安永九年の田口村御救門割から少し後代の時期に属するが、そう離れていない文化八年（一八一一）に、一方では将来の検地門割を予定しながら（八年後の文政二年に実施）、「八部八ヶ年下り」ということで認められた御救部下が志布志郷月野村で実施されているが、この御救部下に先立つて同郷から藩庁に申請された願書写である口上覚の控えと思われる史料が大隅町郷土館に保管され、このほど同町の歴史家中島勇三氏によつてその全文が解説されて『大隅』（第三八号）に紹介された。⁽²⁰⁾ 本文中に月野村の御救部下直前の文化七年段階の村落事情を示す次のような記事が留められている。

口上覚

志布志月野村

高頭弐千弐百三拾九石一斗四升四合余

竿次帳本

内 弐石

拾弐石七斗壹升六合余

右同浮免高

弐千弐百弐拾四石四斗七合余

百姓受取高

右之内

五百七拾四石六斗九升餘余高

一面付用夫式百七拾五人

内 壱人

御西自塩燒焚

壹人

御春屋御買入人足

壹人

御藏樹取

壹人

欠落者

三人

欠落帰参二而御高割後□□

四人

年季者

六十六人

定病者

差引

現用夫百九拾八人

内 五拾九人

貨取者

百三拾九人

兎哉角作職仕居候者

一竈數式百三ツ

一門屋敷八拾壱

内 拾門

禿

六拾壱

兎哉角作職仕居候者

一他借錢三千七百九拾貲文余

一右同糀八拾壱表

これらの記事を通して、月野村の御救部下申請当時ににおける八一農民経営体の経営状況をみた場合、先にみた始良郷上名村の場合ほどではないが、それでも月野村の全経営体中四分の一にあたるもののが経営崩壊やその危機に陥り、他方では病気や貨取のために農業労働に従事できずに

それから離れている多数の用夫農民等を抱えているために、二千二百石余の同村百姓配当高に対しても耕作にあたれる用夫農民は僅かに百三十人しか存在していなかつたという、当該期の月野村の直面していた深刻な農村疲弊の状況の一端をうかがうことができるるのである。

以上の始良郷上名村の御救門割直前の村落事情と、志布志郷月野村の御救部下当時の村落事情に、田口村に関するこれまでの考察を照らして考えてみると、本稿で問題としている安永九年田口村の御救門割直前段階における村落事情は明らかである。すなわち、上名村や月野村と類似の村落事情にあつたと思われる安永九年の御救門割直前段階の田口村には、両村の場合と同様に、村内には経営の崩壊や危機に瀕して禿門もしくは半禿門の状態に陥っていたかなりな数の経営体群が存在していたことが推定される。

さすれば、同村二八の門・屋敷農民経営体のうちどのような経営体が経営崩壊やその危機に陥っていたのであろうか。

これに関連して、筆者は先に安永九年御救門割時に作成された「田口村竿次帳」に基づいて作つたいくつかの資料についての分析と考察をして、御救門割以前の田口村農民経営体が保有高の大きい九門経営体群と小さい一八経営体群の二つのグループに分かれ、二つの経営体群は農民経営体としては異質な存在であることを明らかにした。そしてこれら二つの経営体群のうち、安永九年の御救門割による田口村村落再編時における農民への作職保有高の再配当において引き下げ措置（下り高）を受けたのは屋敷経営体群に所属するほぼ全ての経営体のみで、一方の門経営体の大半は御救門割による村落再編を受けた後もその保有高が以前

の段階とほとんど変わつておらず、しかも一部経営体にあっては屋敷經營体とは逆に增高措置を受けたことがうかがわれるものも存在することを指摘し、あわせて村落再編後の農村構造をうかがうに、一八屋敷經營体は保有の高や土地面積といった経営規模において九つの門経営体群中のそれに比して頗る小さく（約三分の一強）、また農業經營の中核となる平均用夫労働力において屋敷經營体のほとんどは門経営体の半分量の一人か或いは全く存在しないという弱小な存在であり、さらには經營体内の家族構成と居住・庭畠用としての屋敷地の保有状況等からみた經營基盤において一八屋敷經營体はいずれも九門經營体に対して弱体かつ不安定な存在であったことを指摘した。

以上のことを想起してこれまでの考察を総合して考へるに、安永九年の御救門割直前の田口村において、經營崩壊やその危機に直面していた多くの農民經營体のほとんどは屋敷經營体群に集中して分布していたのではないかということを推察することは難くないであろう。換言するならば、御救門割直前段階の田口村に存在していた農民經營体のうち、九つの門經營体はともかく、一八の屋敷經營体の大半、恐らくはそのほとんど全てが禿門もしくは半禿門といった状態にあつたのではないかということを推察できることである。

經營崩壊やその危機に直面している多くの屋敷經營体群を抱えて村落維持に極めて困難をきたしていた田口村では、御救門割を通して具体的にはどのような村落再編成が実施されて農村の再建が図られたのか、それは当時の薩摩藩農政のどのような性格や目的に基づいて展開されたものであつたのか、さらにはそのような農政に基づいて実施された田口村

御救門割によつて同村は藩の思惑通りに果たして再建されていったのかどうか、次の課題であるが、これらについては次稿に考察を譲りたいと思う。（未完）

注

(1) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について（一）」（『黎明館調査研究報告 第8集』七～八頁）。

(2) 秀村選三編『西南地域史研究 第二輯』八五～一〇五頁。

(3) 秀村選三編『西南地域史研究 第三輯』四六～八二頁。

(4) 尾口義男「近世中・後期の薩摩藩の農村構造（一）」（秀村選三編『西南地域史研究 第二輯』一〇四頁。）

(5) 尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」（秀村選三編『西南地域史研究 第五輯』一二四頁。）

(6) 「嘉永五年六月 国分諸在方しらべ帳」（鹿児島県国分市秋山家所蔵）。影写史料は鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編さん室所蔵。なお本稿で取り上げた箇所の記事は、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について（一）」（『黎明館調査研究報告 第7集』八九～九一頁）に所収。

(7) 「鹿児島県協力高事件整理書 四拾五」（影写史料、鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編さん室所蔵）

(8) この例については、尾口義男「近世中・後期の薩摩藩の農村構造（一）」（秀村選三編『西南地域史研究 第三輯』七四～八一頁）を参照されたい。

(9) 小園公雄「史料紹介」安永九歲子四月七日 隅州贈於郡田口村御検地門割竿次帳」（鹿児島県高等学校歴史部会編『鹿児島史学』第三六号、六五一～三五頁）。

(11) 前掲拙稿「近世後期の薩摩藩領地について(二)」(『黎明館調査研究報告 第8集』八頁)。

(12) このように推定した根拠は、鹿児島県立図書館及び東京大学史料編纂所所蔵の「三州御政要覧」の成立時期や、その巻三十八の奥書、及び巻三十六(「御分国之卷」)収載の統計データ記事すなわち各郷の衆中高や衆中人体・村高・用夫人数などと宮之城町に残る山崎御仮屋文書中の統計史料等と照合し考証した結果による。なおこの史料の巻三十五・巻三十八については鹿児島県立図書館から『鹿児島県史料集 二五』として刊行されている。この解題の一・四頁及び前掲拙稿「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(秀村選三編『西南地域史研究 第五輯』)の注記の一六七・八頁も参照されたい。

(13) 鹿児島県立図書館編『鹿児島県史料集 二五』一二〇・一頁。

(14) 『霧島町郷土誌』四頁及び四九一頁。

(15) 前掲拙稿「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」(秀村選三編『西南地域史研究 第五輯』)二五六頁。

本稿作成にあたっては、本県高校歴史部会の重鎮で中世史家として活躍されている小園公雄先生に、本稿の考察の対象とした霧島町の史料調査及び現地のフィールド調査時に何回も同行と案内をいただいて、いろいろと貴重なご教示やご指導を賜り、同町教育委員会や歴史民俗資料館の方々には史料の調査・閲覧及び収集時に頗る便宜をはかつてご協力をいただき、同町永水の西喜代子さんには研究や考察に必要な各種資料の収集においてたいへん御世話になつた。また大隅町の中島勇三さんは本稿の考察を進めるうえで貴重な関連史料を提供していただいた。そして鹿児島大学名誉教授桑波田興先生及び本館史料編さん室の徳永和喜氏には研究を進めるにあたって常日頃貴重な意見や情報提供を受けている。御世話になつた多くの方々に、記して深く御礼申し上げます。

(16) 鹿児島県立図書館所蔵。刊本に面高正俊・四本健光・桑波田興「享保内検の研究」(佐々木平五郎・斎藤毅編『薩摩半島の総合的研究』四三一・四五九頁)。

(17) 前掲同、四四九頁。

(18) 『吾平町誌 上巻』六六一・六七七頁。

(19) 前掲同、六六二頁。

(20) 鹿児島県大隅町坂元居住。

(21) 「部下願に見る月野村百姓の悲鳴」(大隅史談会編『大隅』第三八号)所収。

後記